

# 1. 多子世帯の保育料負担軽減について

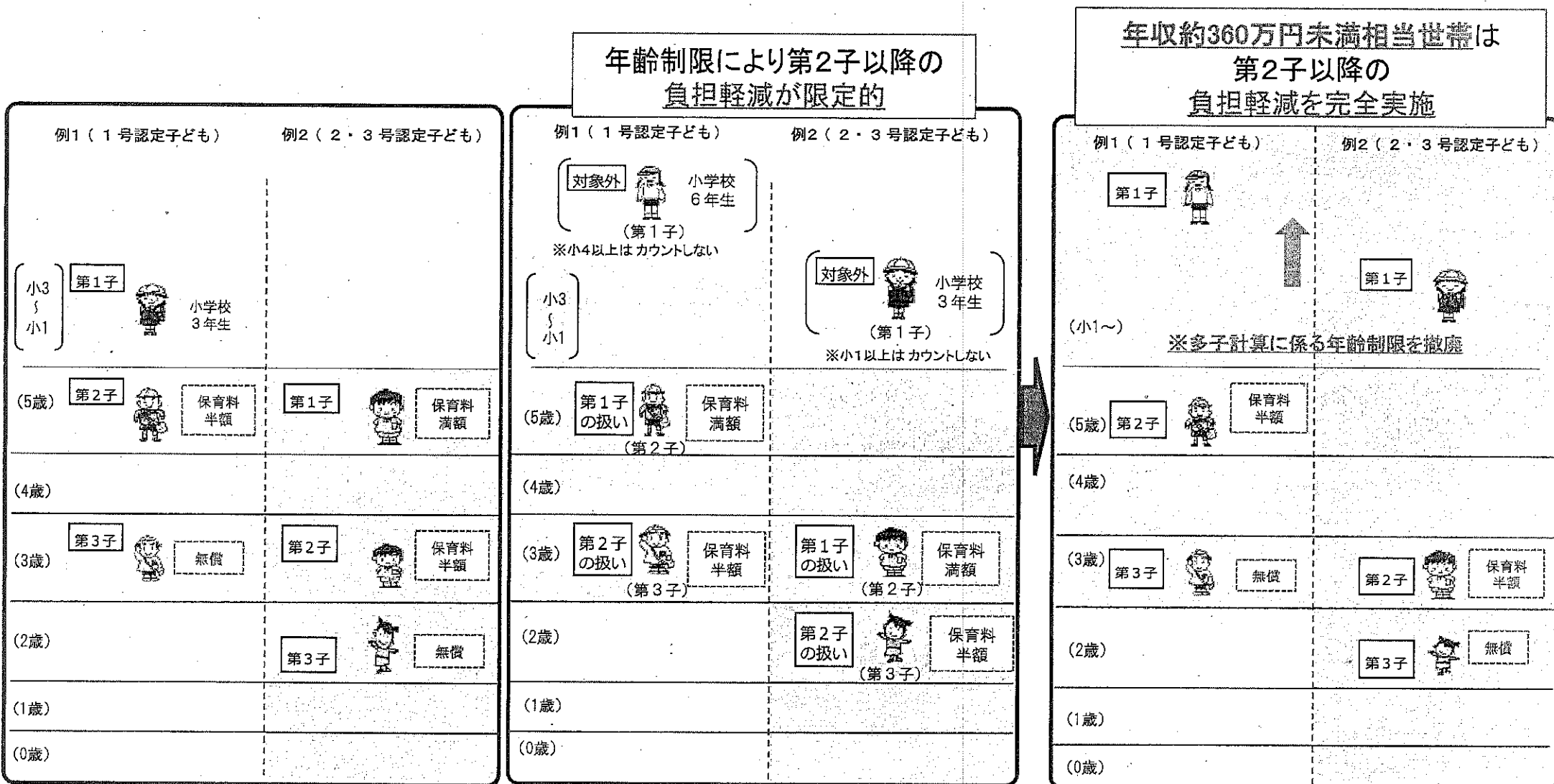
平成28年度予算(案) 所要額 国費: 100億円(公費: 214億円)

## ●多子世帯の保育料負担軽減

○ 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。



## 2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：26億円(公費：54億円)

### ●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ **第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化**

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

#### ○1号認定子どもについて

階層区分	現行 保護者負担額(月額)		現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)	
	第1子	第2子		第1子	第2子
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	16,100円	8,050円	15,100円(1,000円引き下げ) 7,550円(上記の半額)	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)	

#### ○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行 保護者負担額(月額)		現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)	
	第1子	第2子		第1子	第2子
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	16,500円	8,250円	15,500円(1,000円引き下げ) 7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)	
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	27,000円	13,500円	27,000円(基準額表どおり) 13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)	

# 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進（幼稚園就園奨励費補助）

平成27年度予算額	30,562百万円
平成28年度予算額（案）	32,272百万円

○幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

○平成28年度については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、

低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

【幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）】

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

## 1.多子世帯の保護者負担軽減

所要額 14億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）世帯について、多子計算に係る年齢制限（小学校3年生を上限）を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

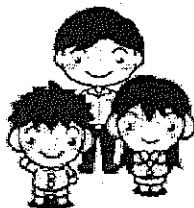
○多子計算の年齢制限撤廃：

（現行）小学校3年生を上限に子供の数を計算。

→（改正）年収約360万円未満相当世帯に限り年齢制限を撤廃。

【例：年収約360万円未満相当世帯の3人兄妹の場合】

（現行）	⇒	（改正）
14歳の長男 中学3年生 〔カウント対象外〕	⇒	第1子扱い 〔カウント対象〕
5歳の長女 幼稚園年長組 第1子扱い	⇒	第2子扱い（保育料半額→保育料半額）
3歳の次男 幼稚園年少組 第2子扱い	⇒	第3子扱い（保育料半額→無償）



## 2.ひとり親世帯等の保護者負担軽減

所要額 3億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）の世帯のひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子供について、保護者負担額の軽減措置を実施。

階層区分	補助単価	現行		ひとり親世帯等	
		保護者負担額（円）	補助単価	保護者負担額（円）	補助単価
第Ⅰ階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割課税世帯 （年収約270万円未満相当）	第1子	272,000円	3,000円	308,000円	0円（無償化）
	第2子	290,000円	1,500円	308,000円	0円（無償化）
第Ⅱ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を0円（無償）に引き下げ。					
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 （年収約360万円未満相当）	第1子	115,200円	16,100円	217,000円	7,550円
	第2子	211,000円	8,050円	308,000円	0円（無償化）

第Ⅲ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を第1子は7,550円（月額）に、第2子は0円（無償）に引き下げ。

※ 補助限度額は保育料の全国平均単価（308,000円）。他の階層の補助単価は前年同額。  
 ※ 市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。  
 ※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。